

保護者の皆さんへ

令和2年5月

京都市立高倉小学校
校長 野口 十三枝

新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業延長に伴う
給食費の減額調整について（通知）

平素は、本校教育にご理解・ご協力いただき誠にありがとうございます。

さて、本市において、当面、5月17日（日）まで臨時休業期間としておりましたが、緊急事態宣言が延長され、京都府知事からの休止要請も5月31日（日）まで延長されたことに伴い、5月31日（日）まで臨時休業期間を延長することになりました。

臨時休業延長に伴い、中止した給食回数分の給食費を下記のとおり減額して集金いたします。

記

1 給食費のしくみ及び集金額の算出方法について

給食費は毎月ご負担いただく金額を平準化するため、年額を11ヶ月（給食実施月数）で均して集金させていただいております（月額4,700円）。

4・5月分の給食費につきましては、月額4,700円から各月に中止した回数分の金額（1食単価262円×中止回数）を減額して集金し、年間の集金額が実施予定の年間給食回数分となるように調整いたします。

そのため、4月の給食は実施しなかったものの、給食費を減額して集金することになりますが、年間を通しては、給食回数の多い月と少ない月がありますので（例：4月は12回、6月は22回）、過剰に4月分の給食費をお預かりしているということではありません。

また、給食費はすべて食材購入に充てており、4月には今後使用予定の調味料や保存可能な食材を購入しているため、4月分としてお預かりした給食費は、その支払いに充てております。

なお、すでに学校において購入済みのものも含め、給食中止により提供できなかった給食の食材費は京都市が負担することになっていますので、中止になった給食の食材費をご負担いただることはできません。

*集金額については裏面に記載。

2 集金額について

(1) 給食中止期間

【4月】4月14日（火）～4月30日（木）（12日分）

【5月】5月 1日（金）～5月29日（金）（18日分）

(2) 給食費減額調整額

1食単価@262円×給食中止回数

【4月】262円 × 12回 = 3, 144円

【5月】262円 × 18回 = 4, 716円

(3) 集金額

【4月】1, 540円 = 4, 700円 - 3, 144円 - 16円(*)

【5月】 0円 = 4, 700円 - 4, 700円

※5月の減額調整額が月額を16円上回るため、先日お知らせ済みの
4月の集金額（1, 556円）からさらに16円を減額いたします。

(4) 口座引落日

【4・5月】5月25日（金額 1, 540円）